

2026年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2025年10月15日

日本共産党埼玉県委員会

日本共産党埼玉県議会議員団

埼玉県知事 大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会 委員長 柴岡 祐真
日本共産党埼玉県議会議員団 団長 城下 のり子

県民の命とくらしを守るため奮闘してこられた、知事をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

食料品の値上げに歯止めがかかりません。帝国データバンクによると、2025年に値上げを予定している飲食料品数は、11月までの公表分で約2万品目に及んでいます。物価高騰がとりわけ国民生活にとって苦しく深刻な打撃となっているのは、財界・大企業の利益のために人件費削減、消費税増税、医療・介護・年金など社会保障の切り捨てが行われてきたからです。県はこのような悪政から、県民を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

加須・神川元気プラザの廃止が決定され、有識者会議から伊豆潮風館、県民活動総合センターなどの廃止が提言されています。これらの施設は県民の日々の暮らしを支え、豊かにする県民の貴重な財産です。必要な整備を行いさらなる利活用を行うべきです。一方、県庁舎や北部拠点施設などの新しい県有施設が検討されています。極力シンプルなものにして予算をかけないことが必要です。

県民のいのちと健康を守る砦である医療機関から、「物価高騰による水光熱費の増加や賃金上昇などに見合った診療報酬の改定が行われていない」との悲鳴が上がっています。訪問介護事業所からは「介護事業の中で唯一訪問介護事業の報酬を削減され、経営が苦しい」との声が上がっています。県民のいのちと健康を守るため、高齢者が住み慣れた家で暮らしていくために、県として事業を支える施策の実施がいまこそ必要です。

今年1月28日八潮市内で硫化水素によって腐食した下水道管に起因する道路陥没事故が発生しました。2度とこうした事故を起こさない手立てをとることが求められています。また事故の救出・復旧工事の影響で営業や住民生活に大きな影響を及ぼしており、影響を受けたすべての県民への一刻も早い補償も求められています。

最後に、県民の願い実現・県民生活を支える県政実現へととして部局ごとに要望をまとめました。

以上のことから、来年度の予算編成にあたっては、「Ⅰ、異常な物価高騰から今こそ県民のいのちと生活を守れ」「Ⅱ、県民サービス低下につながる県有施設の廃止は撤回を」「Ⅲ、県民のいのちと生活を支える医療・福祉の体制整備を」「Ⅳ、八潮陥没事故の再発防止と補償」「Ⅴ、気候危機を打開し、災害対策の強化を」Ⅵ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ」という章立てを行い、合計559項目の要望をまとめました。県として最大限の具体化を図るよう、強く要望するものです。**(太字は新規要望です)**

目次

- I、異常な物価高騰から今こそ県民のいのちと生活を守れ
- II、県有施設の在り方は県民の願いに寄り添って
- III、県民のいのちと生活を支える医療・福祉の体制整備を
- IV、八潮陥没事故の再発防止と影響を受けたすべての方へ補償を
- V、災害対策の強化とともに気候危機対策を
- VI、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ

I、異常な物価高騰から今こそ県民のいのちと生活を守れ

1、物価高騰に見合った賃上げのために

- ①最低賃金時給1500円以上に早急に引き上げるよう国に要望すること。
- ②岩手県等が行った中小企業の賃上げを支援する制度を埼玉でも創設すること。
- ③公契約条例をつくること。
- ④埼玉労働局最低賃金審議会で東京との格差を是正するよう知事が意見陳述を行うこと。

1、教育費への支援について

- ①学校給食の無償化実施を 県立学校の義務教育学部の給食を無償化すること。公立私立小中学校の給食無償化のための助成制度を創設すること。
- ②県立高校の生徒に1人1台のタブレットを保護者負担なしで配備すること。配備できないのであれば、補助制度を創設すること。タブレット貸し出しについて周知徹底すること。
- ③高校生への通学定期代の補助を行うこと。
- ④埼玉大学で来年度以降の学士課程入学者等に対し、標準額の20%増10万円を超える値上げ等の案が提示されている。国に対し、緊急に国費を投入し、埼玉大学をはじめ相次ぐ大学授業料の値上げを回避させること。そのためにも国立大学への運営費交付金は人件費及び物価上昇分を反映させた額の措置を要望すること。

2、奨学金制度について

- ①国公立高等学校等奨学のための給付金制度について、対象を生活保護と非課税世帯から大幅に広げ、増額すること。
- ②貸与制の県高等学校等奨学金制度について、返済が困難になった方の返済減免制度対象者を「成績優秀者」「死亡者」から大幅に拡充すること。
- ③高校における教育費及び就学支援に関して
「入学料・授業料減免制度」「奨学のための給付金制度」などについて、生徒・保護者・教職員に周知し、必要な生徒が漏れなく制度を利用できるようにすること。
- ④大学・専門学校等に進学するための奨学金制度を創設すること。また国に対し大学や専門学校の学費半額とするよう強く求めること。

3、子どもの貧困対策を

- ①ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。物価高騰の中でひとり

親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。

②生理用品について、各自治体とも連携して高校だけでなく、小中学校のトイレの継続的に配備すること。また学校以外の県の施設についても行うこと。**配備するにあたっては個室に配備すること。**

③中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニアアスポートをさらに全県で拡充すること、とくに県の所管である町村部でジュニアアスポートを先行して拡充すること。

④ヤングケアラー支援を他の部署とも連携して行うこと。

4、生活保護について

①猛暑の今日、国が夏季加算を導入しない間、県として電気代の補助を実施すること。

②生活保護受給を促すポスターを作製し積極的に県民にアピールすること。

③生活保護の扶養照会は「扶養義務の履行が期待できない」場合は行わないと厚労省が通知で示していることを生活保護のしおりに明記すること。全福祉事務所が厚労省の通知にそった運用を実施できるように指導すること。

④自動車保有を認められた受給者の自動車利用を制限しないこと。

⑤市のケースワーカーを標準数通り充足するよう働きかけるとともに、女性のワーカーを増員すること。

⑥生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起こらないようにすること。

⑦生活保護引き下げが違法とされた。利用者への謝罪と差額の保護費をすみやかに遡及して支払うことを国に求めること。県として国が実施するまで支給すること。

5、生活困窮者への支援

①自宅にエアコン等のない65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者、要介護度4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯にエアコン等冷房機器購入のための制度を創設すること。

②物価高騰で苦しむ生活困窮世帯（年収250万以下世帯）に電力・ガス・食料品等給付金支給を行うこと。

③2022年度に行った県の「生活困りごと相談会」を復活し、拡充すること。

④フードバンク団体が行っている食料品等の受け渡し実務、とくに一時保管と輸送に掛かる費用の支援を検討すること。

⑤物価高騰によってフードバンク団体の物資の確保が困難となっている。フー

ドバンク団体への財政的支援を行うこと。

⑥無料低額診療について、生活困窮者や県内在住の外国人などへの周知を強めるとともに、医療事業者の負担となっている費用について、財政支援を行うよう国に要望すること。

⑦県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。

6、外国人の医療費について

①在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費自己負担軽減を実施すること。

②外国人未払い医療費対策事業の補助対象を外来診療にも広げること。

③外国人未払医療費について、医療機関の未収金回収への支援とあわせ、補助要件を緩和すること。補助金の算定基準を見直し、拡充すること。

7、住宅支援について

①高齢世帯、高齢単身世帯などは、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。県営住宅は現在の戸数を2倍に増やしこのような住宅困窮者を受け入れること。

②県営住宅の空き室を、メンテナンスの費用も増額し早期に県民に提供すること。住居を失った生活困窮者のシェルターとして利用できるようにすること。

③家賃低廉化支援事業を広げるために、都市部の市や町に働きかけること。

④無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るために実態把握と入居環境の改善を行うこと。入所ガイドラインは改善すること。

⑤学生を含めた若年単身者への家賃補助制度を創設すること。

8、水道料金引き上げについて

①県水道料金の2026年度からの約21%引き上げ方針は撤回すること。

②水道施設管理運営の民間委託について、民間委託は極力減らし、技術継承をはかること。

9、下水道負担金引き上げについて

①物価高騰水光熱費の高騰に対し、下水道会計に国の交付金を使いつつ、一般会計から繰り出しを行い、流域下水道維持管理負担金の引き上げは行わないこと。今年行われた荒川左岸南部流域、荒川右岸流域、中川流域の引き上げを元に戻すこと。2026年以降の値上げは行わないこと。

②公衆衛生の向上の立場から、全県の下水道負担金の統一を将来の目標にすえ、荒川左岸南部流域、荒川右岸流域、中川流域以外の地域の負担金引き上げも行

わないこと。県は統一への計画を策定すること。

③下水道整備に関わる国の交付金制度の周知や計画策定の支援を行うこと。

Ⅱ、県有施設の在り方は県民の願いに寄り添って

1、廃止が検討されている県有施設について

①図書館のセンター的役割を果たすために久喜図書館は現在そのまま残し、北部拠点には熊谷図書館の機能を移転して発展させること。

②加須元気プラザ・神川元気プラザは廃止撤回し、認知度の向上やプログラムの充実に取り組み、利活用を進めること。

③県民活動総合センターは廃止することなく、体育館へのエアコン設置などでさらなるサービス拡充を行い発展させること。

④バリアフリー化されて障害者・高齢者が利用しやすい伊豆潮風館を廃止せず、エアコン等の整備を行うなどさらなる利活用を進めること。

⑤車いすユーザーにとって必要不可欠な交通手段である、リフト付きバスおおぞら号は存続させること。

⑥埼玉県長瀬射撃場を廃止しないこと。バリアフリー化や空調設備の設置、電子標的の導入などさらに発展させること。

2、新しい県有施設の検討について

①県民に新たな負担をかけないために県庁舎は現在地での建て替えを行うこと。

②北部拠点施設について極力予算をかけないこと。農林部の移転を行わないこと。熊谷市役所が入る場合には市の要望をよく聞くこと。市民の利用に便利な低層階に入れること。

Ⅲ、県民のいのちと生活を支える医療・福祉の体制整備を

1、県民のいのちと健康を支える医療体制整備を

①診療報酬の期中改定を行うよう国に要望すること

②東京都の「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金」と同様の支援を埼玉県でも実施すること。

③「埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金」はベースアップ評価料の届出をしている医療機関に限られている。しかし、医療機関のベースアップ評価料の届出率は半分以下である。ベースアップ評価料を申請の要件としないこと。

- ④小児救急医療体制の拡充を図ること。
- ⑤公立・公的医療機関等の再編統合計画は撤回するよう国に求めること。
- ⑥県立循環器呼吸器病センターの医師確保をすすめ、定員を充足したうえで救急受け入れを増やし、総合病院をめざすこと。
- ⑦自治体病院への補助金の拡充と医師確保にさらなる支援を行うこと。
- ⑧すべての医療従事者の処遇改善を行うための支援を実施すること。
- ⑨人口10万人あたりの看護師数が全国最下位の本県で看護師を確保していくために、給付制の奨学金制度を創設すること。経営が厳しい看護学校への補助を拡充すること。

2、県民の生活を支える福祉の充実を

- ①訪問介護事業所の介護報酬引き上げの再改定を行うよう国に要望すること。再改定が行われるまで事業所への支援を県で行うこと。
- ②ヘルパーが家庭を訪問する際のガソリン代を補助すること。
- ③介護現場で働く労働者の処遇改善を行うための補助を県独自で実施すること。
- ④さいたま介護ネット、研修受講料の一部を補助する制度など県の職員確保施策を積極的に周知すること。
- ⑤高齢者施設に対し、光熱費上昇分の補助を引き続き実施すること。
「介護保険利用料2割負担の対象拡大」、「ケアプラン有料化」、「要介護1、2の生活援助など保険外し」の改悪を行わないように国に要望すること。
- ⑥介護保険料引き下げのために公費投入を国に要望すること。県として財政的支援を行うこと。

IV、八潮陥没事故の再発防止と影響を受けたすべての方へ補償を

1、下水道崩落事故の再発防止について

正式な事故の原因究明は「原因究明委員会」の報告を待つことになるが、当面以下の点を要望したい。

- ①2022年の点検時の点検調査など、県民に公表し原因究明に幅広い識見を結集すること。
- ②国の重点調査箇所以外の箇所の点検も進めること。
- ③重点調査の結果緊急度Ⅰについては、早急に対策を完了すること。Ⅱについても早期に対策をすすめること。

2、補償について

- ①営業補償について、廃業に追い込まれた事業者への補償を行うこと。
- ②事業所の業績悪化や廃業によって、解雇された労働者への補償も行うこと。
- ③臭気に対する補償について、200メートル以上に範囲を拡大すること。
- ④硫化水素の影響について、住民の相談に応じ、健康調査なども行い、補償を行うこと。
- ⑤臭気や硫化水素の影響から、一時避難を希望する住民には移転住居を保障すること。
- ⑥下水道使用自粛、河川への下水放出など多大な迷惑をかけた中川流域住民に対し、負担金減免やお詫び金など補償すること。

3、下水道のあり方について

- ①下水道管の大型化をもたらす流域下水道について、極力、分割を行い、合併浄化槽などへの支援を進め、リスク分散を図るよう、検討を行うこと。
- ②令和9年度からの国のウォーターPPPの押しつけは撤回するよう強く求めること。

V、災害対策の強化とともに気候危機対策を

第1、大規模災害から県民の命とくらしを守り、一刻も早い生活再建を

1、埼玉県地域防災計画を作る防災会議の委員に性的マイノリティーや障害者の当事者、または有識者を加えること。

2、住宅耐震化の推進を

- ①県として住宅耐震助成制度を創設し、市町村を助成すること。
- ②80年新耐震基準以降に建てられた住宅の、2000年現行耐震基準へのリフォームに対しても助成すること。
- ③消防・救急の通路確保のための計画を点検し、罹災時に倒壊し、通路をふさぐ危険性のある建物を明らかにし、自治体や県による補強計画を作成すること。

3、危険な地域の開発規制を

- ①急傾斜地対策の予算を確保し、家屋などが立つ土砂災害特別警戒区域のように危険度の高い順に早急に対策すること。
- ②土砂災害特別警戒区域は開発を規制すること。
- ③国に対し、土砂の搬出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法

整備を求めると同時に、県として独自に規制条例を強化すること。

④市街化調整区域の市街化区域への編入などの際に、浸水想定を十分考慮すること。

4、豪雨の時代に治水貯水対策を急げ

①堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、調節池や調整池・遊水池の整備、低地や公園等の遊水機能を高めるなど流域全体を対象にした治水対策のにとりくむこと。

②埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、貯留施設等の必要対策量を豪雨の時代にふさわしく見直すこと。

③J R川越線橋梁架け替え堤防のかさ上げを早期実施すること。

5、スマホなどを持っていない県民に防災関連情報が確実に届くよう、防災無線の個別受信機配布のため、市町村を県として支援すること。同時に防災無線に代わる情報伝達法（SNS、個別電話等）についても市町村と連携して整備すること。

6、避難所の生活環境向上を

①スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。

②防災備蓄についてジェンダーの視点から見直しをすること。テント生理用品・おりものシート、尿漏れパットやプライバシーを確保したトイレの備蓄増などはかること。

③防災時に備え、トイレトレーラーやトイレカー、キッチンカー、お風呂カー協定を結ぶこと。

④ペットの同伴避難についての先行事例を調査すること。

7、発災後10日以内の木造応急仮設住宅建設のために

①災害協定を結んでいる全木協と相談し、「家族用」「2人用」「単身世帯用」応急仮設住宅のモデルをあらかじめ作って、全木協参加の工務店・建設会社と共有すること。

②木造仮設について必要な戸数を決定し、それに必要な資材を県内の建築資材メーカーに発注し、県内数か所に分散して備蓄しておくこと。また、罹災時に資材を運搬する事業者もあらかじめ決定しておくこと。

③基本モデルの建築を県内の建設労働者によびかけ、研修という形で公共工事の設計労務単価相当の日当も支払い参加してもらうこと。あわせて災害発生時にすばやく従事してもらうために、名簿登録を行うこと。また、年間数千円程

度の手当の支給もすること。

8、被災者の生活再建のために

- ①発災前後のいち早い災害救助法適用のために、同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用すること。激甚災害指定についても積極的に国に求めること。
- ②災害救助法に基づく住宅応急修理制度について、損壊した住宅を被災者が発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災時に遡及すること。
- ③災害時、小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。
- ④被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。
- ⑤被災事業者や被災農業者への支援制度について、制度の周知や実施事務を急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。
- ⑥埼玉県・市町村被災者安心支援制度の埼玉県・市町村生活再建支援金について、床下浸水被害世帯も対象とするなど、制度を拡充すること。現在全壊世帯等は最高300万となっているが、これでは生活再建は果たせない。支給額を拡充すること。見舞金を支払うこと。

9、障害者・高齢者などの要配慮者への支援を

- ①障害者施設災害復旧のための国の補助金には4分の1の法人負担があるが、この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。
- ②避難行動要支援者名簿、個別計画の作成のために市町村の悩みをよく聞いて支援すること。すぐれた取り組みを広げること。
- ③浸水想定区域に立地する社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的を実施するよう支援すること。
- ④避難指示を障害者、施設に迅速に伝わるようにすること。
- ⑤福祉避難所への直接避難が可能となったが実際には具体化されていない。福祉避難所への直接避難できる実効性ある避難計画を作成するよう市町村を指導すること。

10、災害に備え、職員体制の強化を

- ①危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。
- ②県防災担当者の女性比率を向上させること。県災害対策本部に女性を増やす

こと。

第2、気候危機対策はまったなし

1、県有施設の再生可能エネルギー推進

- ①県営住宅や県立学校などの県有施設において、太陽光発電、小水力発電、地中熱発電等を推進すること。
- ②中川水循環センターの下水汚泥発電など、上下水道での発電を研究・検証をし、他の施設にも広げること。

2、市民発電への助成を復活・拡充すること。蓄電池、個人住宅への太陽光発電施設への助成を拡充すること。

3、長野県で行っているグループパワーチョイスを研究すること。

4、長野県にならい、優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設すること。

5、木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の木材利用促進や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。

6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を推進するため助成制度を創設すること。その際農地転用などの認可手続きを簡略化すること。

7、建物の断熱化について

- ①県立学校、県営住宅などの県有施設の断熱化を進めること。
- ②住宅の断熱化を推進するための補助金を創設すること。

Ⅵ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ

【企画財政部関係】

1、埼玉県内の自衛隊基地・米軍基地について

- ①自衛隊と米軍の大規模演習のキーンソード25に入間基地の部隊や防衛医大も参加し、様々な訓練を昨年行った。このような「衛生」にかかわる訓練の情報を入手した場合、県民にすみやかに公開すること。
- ②冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊すること。

- ②基地対策担当の職員を増やすとともに、県内の米軍基地・自衛隊基地の情報把握に努めること。
- ③県として県民からの米軍基地、自衛隊基地に関わる疑問・要望を聞く相談窓口を設置すること。
- ④陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期すこと。
- ⑤米軍横田基地におけるオスプレイの飛行情報などを、県としても監視・調査を実施すること。
- ⑥土地利用規制法について、県内自衛隊施設、米軍基地全てが、区域指定された。県として住民に説明するとともに、県民のプライバシーなどに関わる情報を国に提供しないこと。同法廃止を国に求めること。
- ⑦今年5月に起こったT4練習機の墜落に関わって、市街地上空での訓練飛行は行わないよう国に申し入れすること。また入間航空祭でブルーインパルス of 曲芸飛行を行わないことを国に申し入れること。

2、安全・安心の鉄道・駅整備のために

- ①地下鉄7号線延伸事業をやめること。
- ②駅の無人化は障害者の外出権をないがしろにするものである。しかし今年からは西所沢駅と狭山ヶ丘駅、新狭山駅と南大塚駅、下山口駅と西武球場前駅が駅係員の遠隔対応駅となるなど無人化が広がっている。**各鉄道事業者**に**駅員配置を強く働きかけること**。
- ③駅のバリアフリー化とホームドア設置を進めるため、補助金の増額を国に求めること。県としても増額すること。また駅のエスカレーター、エレベーターの維持費用について事業者**に補助する制度を創設すること**。

3、地方バス路線、地域公共交通の運行維持・発展のために

- ①地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業予算枠を拡大すること。
- ②地方バス路線、維持・管理・運営に対しての補助も拡充していくこと。

4、自治会館改修や新築等を支援するための補助を拡充すること。

5、一般旅券発給手数料について、書面申請の手数料を元に戻すこと。

【総務部関係】

1、職員について

- ①全国一少ない職員数を増員し、災害や感染症パンデミックに備えられる人員体制を整備すること。その際正規職員の割合を増やすこと。
- ②職員のサービス残業根絶のために、システムと実態との乖離が起きないように、職場の実態と職員の声を聞いて改善をすすめること。
- ③県採用の会計年度任用職員の時給を 1500 円に引き上げること。
- ④県からの市町村への職員派遣については市町村の求めに応じて支援すること。職員研修についても相互の職員交流の場などを持つこと。
- ⑤職員のセクハラ被害について、セクハラ要綱に、手を握るとしても許されるのは救助や介護のような場合だと明記すること。調査期間中に相談者が不利益を被ることがないように希望があれば部署異動などの対応を取ること。
- ⑥勸奨退職の制度について、退職の申し出があった場合は個々の状況に応じて丁寧に取り、柔軟な対応を行うこと。

2、税徴収について

- ①納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を懇切、ていねいに行い、積極的に活用できるようにすること。
- ②「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理を行うこと。
- ③換価の猶予の申請書類について、県民が申請書を求めた場合、渡すこと。
- ④滞納処分にあたっては、憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。鳥取県児童手当の差し押さえ訴訟の判決を十分に尊重し、滞納整理にあたること。
- ⑤市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」の内容を取り入れ、「取り立て」に偏重した徴収業務にならないようにすること。
- ⑥市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を強要しないよう指導すること。また、それを盾にした徴収をやめること。

3、県民コメントは、方針を決定する前に公表すること。

4、私学助成について

- ①私立小・中学校・高等学校および通信制私立高校における学校運営費助成の増額を行うこと。
- ②父母負担軽減金の授業料補助額上限を全国平均額まで引き上げること。また年収 720 万を超す世帯にも支給すること。
- ③県外に通学する児童生徒の保護者に対しても父母負担軽減事業補助金を支給

すること。

④現在不支給となっている埼玉朝鮮初中級学校への助成を支給すること。

【会計管理者】

県立施設のあらゆる手続きにおいて、窓口における現金払いを廃止しないこと。

【県民生活部関係】

1、「憲法をくらしに生かそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、埼玉県発行の「日本国憲法」の冊子を広く県民に普及すること。

2、ヘイトスピーチ禁止規定を持つ条例をつくること

3、平和資料館について

①埼玉県平和資料館の展示内容を充実させること。

②学芸員や職員を増やすこと。特にピースキャラバン（出前授業）を増やすために担当職員を増やすこと。司書を置くこと。

③指定管理者制度をあらため、埼玉県の直営に戻すこと。

4、埼玉県屋内50m水泳場について

①屋内50m水泳場整備にあたっては、住民に対する十分な説明を行うこと。

②建て替え工事後のプール使用について、市スポーツセンターの使用と同様に市民団体が利用できるようにするとともに、利用料金もこれまでと同様に低廉に使用できるよう配慮すること。

5、上尾水上公園のスポーツ科学拠点について

①地元市町との調整をはかり、周辺地域の賑わい創設に向けた事業として進めること。

②年間使用できる屋内市民用25mプールの整備を行うこと。スケボーパークなど地元市町からの要望に応えた施設を整備すること。

6、猛暑で子どもたちが外で体を動かす機会が減っている。気温を気にすることなく体を動かせる屋内施設を県として整備すること。

7、香害など化学物質過敏症で苦しむ方たちへ医療支援の確立とあわせ、原因物質解明・メーカーへの規制強化を国に求めること。県としてもポスター掲示等による啓発を進めること。県職員が柔軟剤等、香害となるものの使用を控え

るよう促すこと

8、ジェンダー平等社会へ

- ①男女の賃金格差はジェンダー平等にとって要の課題である。県として男女賃金格差の実態把握を進めること。
- ②来年度の県職員の人事において、女性職員の幹部への大幅登用を進めること。中でも、副知事や部長級職員の女性登用をすすめること。
- ③男女共同参画センター「With You さいたま」の相談員を増やし、正規化をすすめること。さいたま新都心駅に目立つ看板を設置すること。男性からの相談には男性相談員が応じられるよう、男性相談員を増やすこと。
- ④削減された困難な問題を抱える女性支援事業費をもとに戻すこと。予算をしっかり確保し事業をさらに充実させること。
- ⑤WithYou さいたまが行なった「おとなの性教育」を引き続き行うこと。

9、DVや性暴力被害者支援のために

- ①性暴力被害者の支援のために病院拠点型ワンストップ支援センターを設置すること。拠点病院ごとにセンターを設置すること。被害者によりそった支援を実施するために、夜間も含め24時間365日、アイリスホットラインの職員、あるいは拠点病院の職員が同行支援すること。アイリスホットラインのさらなる周知に努めること。
- ②SANE（性暴力被害者支援看護職）の養成を引き続き行い、24時間365日SANEが対応できるようにすること。
- ③各市町村に配偶者暴力相談センターを設置すること。
- ④若年被害女性等支援事業を開始すること。
- ⑤婦人相談センターの一時保護所を複数設置すること。スマホの位置情報はオフにするなど守るべきルールを決め、規制を可能な限り緩和すること。
- ⑥4カ所ある婦人相談センター連携の民間シェルターへの財政的支援を拡充し、大幅に増設することなどすすめ、少女たちを受け入れること。
- ⑦DV加害者プログラムを実施すること。
- ⑧DVを受けた母子のための心理教育プログラム「びーらぶ」について事業を縮小することなく、発展されること。

9、性の多様性尊重のために

- ①県として同姓パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をすること。
- ②病院での手術同意や情報提供が家族以外でも可能となるよう、引き続き医師会へ働きかけること。

- ③同性パートナー同士で入居できるよう引き続き不動産業界への働きかけを行うこと。
- ④県ホームページについて、L G B T Q 向けのポータルサイトで分かりやすく案内すること。
- ⑤県性の多様性社会づくり条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成すること。このパンフレットを、民間企業に広範に配布し、学校の児童生徒、とりわけ県立学校生徒に配布すること。

10、消費生活相談について

- ①消費者相談の電話対応をボイスボットで行うことをやめること。
- ②県川越センターと春日部センターを復活させること。
- ③正規職として身分保障と定数確保を行うこと。
- ④消費生活相談員の給与引き上げ、または手当などでもっと処遇改善すること。

【環境部関係】

1、太陽光発電施設の適正な設置を進めるための法整備を国に求めるとともに県としても条例を制定すること。

2、プラスチックの削減について

- ①事業者及び県民への啓発をさらに行うこと。
- ②行政・事業者・消費者の取り組みが進展しているが、自治体の費用が増大するため、全国の自治体の中には分別収集を取りやめ可燃ごみに戻すところがある。時代に逆行することがないよう、県内自治体の動向を把握し、国からの財政支援を要望すること。

3、県環境整備センターの浸出水についてビスフェノールAの調査を行うこと。

4、高濃度のPFOS・PFOAの検出について

- ①国及び関係自治体と連携して、原因を究明し汚染源を特定すること。
- ②汚染拡大防止のため、河川や地下水のPFOS・PFOAを除去すること。
- ③不老川や久保川流域の地下水（井戸）について継続的に調査を行うこと。
- ④水質調査や血液中の検査を希望する市民への補助を行うこと。
- ⑤健康への影響及び環境に関する評価手法を明確にして、県民に分かりやすく示すこと。これらの調査・対処に必要な予算確保を行うこと。
- ⑥国と連携して、関係自治体へ、予算措置を含めた支援を行うこと。

5、福島県内除去土の最終処分における理解造成事業について所沢市内にある環境調査研修所では行わないこと。

6、基地の騒音を監視する音量測定装置を元の数まで戻し、さらに増やすこと。

7、アスベストについて

①アスベストの調査・除去の補助制度が国の補助制度を活用して創設されたが、国の補助制度の期限が今年度末となっている。国に対し、補助の延長を要望すること。

②国の補助がどうなるだろうとも県としてしっかり予算を確保し、引き続き補助を行うこと。

③レベル2とレベル3（吹付アスベスト以外）も対象とすること。

④一般住宅も対象とすること。

【危機管理防災部】

消防広域化について地元の声を尊重すること。

【福祉部関係】

1、障害児者について

①各市町村に65歳になったことを理由にして、非人道的で強制的な支援の変更を行わないように指導すること。

②社会福祉施設整備について、埼玉県は施設整備が遅れており、国に対し整備枠の拡大をつよく要望すること。国に採択されなかった事業については、県単助成を行うこと。

③障害者入所施設について、約1500人の待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をもうけること。グループホームを拡充すること。

④県として公立の単独短期入所施設を緊急整備計画を立てて早急に開設すること。とくに医療的ケアや高度行動障害児者が利用しやすい施設を整備すること。

⑤地域活動支援センターに対する県単補助を堅持し、拡充すること。

⑥福祉タクシーについて市町村格差を是正するために、県として助成すること。

⑦放課後デイサービス事業について、営利目的の法人参入もあるので、県として実態を把握すること。

2、生活サポート事業の利用時間の拡充を行うこと。また補助金の増額を行うこと。

3、県立リハビリテーションセンターについて

- ①補装具判定が3～4か月かかっているが、判定作業、特に事務作業を急ぐこと。県立リハビリテーションセンターの出張回数を増やすこと。
- ②独法化しないこと。また医師確保に努めること。

4、医療的ケア児者等にかかわって

- ①医療的ケア児地域支援センターを、さらに増設すること。
- ②医療的ケア児の実数や状況を市町村と協力して定期的に把握すること。
- ③医療的ケア児の入院中の見守りを家族以外のヘルパーが行えるよう国に要望すること。
- ④ゼロ歳からあずかる医療型短期入所施設を増やすこと。嵐山郷でゼロ歳から受け入れること。また希望者の受け入れができるよう短期入所を拡大すること。医療的ケア児コーディネーターの積極的育成を。
- ⑤医療的ケア児への就学支援、日常生活用具への補助拡大とレスパイトケア施設等の看護師や人件費補助を拡大すること。
- ⑥医療的ケア児が18歳になると短期入所施設の利用を断られるなどの事態が発生している。切れ目のない支援が実施できるようにすること。
- ⑦医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。そのために看護教員等の増員を行うこと。看護教員の増員は定数外として算定すること。
- ⑧学校における訪問看護師の代理人の付き添いの手続きを迅速に行うこと。
- ⑨長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。

5、保育所の拡充のために

- ①障害児保育対策補助事業について、継続すること。
- ②障害児1名に対して1名の職員配置とすること。
- ③乳幼児の発達障害の診断ができる医療機関を県内各地に整備または指定すること。
- ④障害認定については県指定の医師又は巡回相談員、保健師による判断も対象とし、入所月からを補助対象とすること。
- ⑤1歳児担当保育士雇用費については今年度示された新たな補助要件は撤廃すること。
- ⑥0歳児は2対1で保育士を配置できるよう、0歳児担当保育士雇用事業を創設すること。
- ⑦乳児途中入所促進事業について、年度当初からの受け入れ態勢を整備し、保

育士を配置している施設に対して補助対象とすること。補助対象期間を9月まで延長し、補助上限を設けないこと。対象人数の算定において、前年との差ではなく定員数に対応する保育士を配置している場合はその定員数を対象とすること。

⑧アレルギー対応調理員を配置するため、アレルギー等対応特別給食提供事業補助を復活させること。

⑨保護者の就労を支えるために、保育士を確保し、保育所を増やすこと。近隣の保育士養成校に足も運んで保育士を獲得に全力をつくすこと。保育士の奨学金返済を支援する制度を拡充すること。

⑩保育所の質向上のためにも、保育士確保のためにも、早急に職員給与を引き上げ、処遇改善をはかること。国に対して公定価格の引き上げを求めること。**東京との格差を解消すること。**改善までの間、県が単独で処遇改善を行うこと。

⑪公立保育園の統廃合や民間委託については地域住民の意見をよく聞き、尊重するよう市町村を指導すること。

⑫病児保育所を増やしていくために県として補助金を増額すること。

⑬事務職員および看護師、栄養士を正規雇用できるよう県単独補助制度を創設すること。

⑭障害児加算廃止は撤回をすること。

6、放課後児童クラブの拡充のために

①大規模解消をさらにすすめるために、埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金一放課後こども環境整備事業費のかさ上げを、国の施策として実現するまで継続すること。

②放課後児童支援員等の不足解消と定着を図るために国の放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用を市町村に働きかけること。

③支援員の人件費・運営費に対しての県単独補助を継続すること。

7、加齢性難聴者への支援について

①医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性難聴者に対し、補聴器購入の助成制度を創設すること。

②言語聴覚士によるきこえの相談事業を市町村に広げること。

③補聴援助システムを県庁や議事堂、出先機関、県有施設等に広げること。

8、児童虐待対策について

①児童相談所を増設すること。特に20万都市春日部市に児童相談所を設置する

こと。一時保護所の増設を図り（川越児相など）人権に配慮し質の向上を図ること。

②児童福祉司などの欠員を早期に補充すること。児童福祉司の手当増額で処遇を改善すること。

③通報から 48 時間以内の児童安否確認の民間委託を中止し、職員自身で行うこと。

④こども家庭センターの設置は市町村の努力義務だが、県としてガイドラインなどを示し、設置を市町村に働きかけること。設置する市町村に対し、人材確保などを県として支援すること。

⑤子どもアドボケイトの養成と派遣を行うこと。

⑥支援対象児童等見守り強化事業を、県からも市町村への補助を行い全県にひろげること。

⑦児童養護施設職員を確保するため、施設が行う処遇改善を支援すること。

⑧児童自立支援施設の受け入れ拡大を。また受け入れ年齢の拡大をすること。

9、高次脳機能障害について

①脳卒中の後遺症で介護保険サービスの利用が優先される第 2 号被保険者の方を障害福祉サービスにつなげる施策を行うこと。

②親や配偶者など、介護する家族が亡くなった後の住まいや生活の場を確保する施策を行うこと。

【保健医療部関係】

1、医師不足解消のために

①県立循環器呼吸器病センターを付属病院とする、県立大学に医学部を創設できるよう、国に医学部定員増を求めること。

②県立病院機構から県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に医師派遣を行うこと。

③医師確保のために医学生奨学金の対象人数を拡充すると同時に、臨床研修医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。

2、県立病院について

①県立小児医療センターについて 駐車場入庫までの時間短縮 スムーズに外来予約できるようにすること。

②県立循環器・呼吸器病センターについて 成人先天性心疾患患者の専門医配置をすること。

3、子ども・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度等について

- ①乳幼児医療費助成制度の対象年齢を高校卒業前まで、拡大すること。
- ②**重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害手帳２級までの拡大をすべて市町村に広げるために働きかけること。自立支援医療を使うことが条件となっている。対象となる医療費について他の障害と同等の制度にすること。所得制限を撤廃すること。６５歳以上で障害を負った人も対象とすること。**
- ③ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度についても現物給付とすること。

4、高次脳機能障害者の支援のために

高次脳機能障害者の願いは「身近で診断・対応してくれる医療機関」がより多くほしいということ。そのために、保健医療部の取り組みは重要である。

- ①福祉部と連携するためにも、保健医療部としても、高次脳機能障害に対応する体制を確立すること。
- ②高次脳機能障害の診断を行える専門医療機関を増やすこと。
 - ・成人の診断について、国の方針に従って連携拠点機能を担う医療機関、地域連携拠点機能を担う医療機関を指定すること。
 - ・小児の診断に関して、診断できる体制を整備すること。

5、国民健康保険について

- ①国保への国費１兆円の投入で、均等割を廃止するよう国に求めること。
- ②県第３期国保運営方針の「令和１２年度までの保険税水準の完全統一」「法定外繰り入れ解消」を撤回すること。
- ③国保法４４条一部負担金減免、７７条国保税減免の拡充と周知を行うこと。**市町村独自の減免制度を尊重すること。**
- ④一般会計繰り入れ解消を市町村に押し付けないこと。
- ⑤県の基金と一般会計からの繰り入れで、国保税を引き下げ、被保険者の負担を軽減すること。
- ⑥特定健診・特定保健指導への取り組みに対する国保組合への補助金を増額すること。

6、後期高齢者医療制度について

- ①保険料の抑制のために県から財政支援を行うこと、また県後期高齢者医療財政安定化基金を活用すること。
- ②健康増進事業のメニューを拡充し、補聴器購入や聴覚健診を対象とすること。
- ③今月からの窓口負担２倍化をやめるよう国に強く要望すること。

7、マイナ保険証について

- ①マイナンバーカードは任意であり、マイナ保険証の押し付けは許されない。保険証を復活させるよう国に求めること。
- ②マイナ保険証は解除できることを引きつづき周知徹底すること。
- ③保険証の復活まですべての国保加入者に対し、「資格確認書」を送付すること。

8、保健所体制整備

感染拡大の度、保健所がひっ迫してきた。他部署からの応援には限界がある。

- ①保健所の正規・常勤職員のさらなる増員、施設・設備の拡充など、保健所の抜本的な体制強化に本格的にとり組み、公衆衛生活動に日常的に取り組めるようにすること。
- ②23 保健所と 4 支所を県の責任で復活させること。とくに管内人口の多い朝霞保健所の分割を急ぐこと。保健所を市で設置する場合、十分な財政的・人的支援を行うこと。
- ③中核市の保健所について 当該市の要望に十分こたえ支援すること。人的派遣は最大限協力すること。中核市・政令市の保健所との人事交流・研修を強化すること。

9、旧優生保護法に関わって

- ①旧優生保護法にもとづく優生手術や人口妊娠中絶手術を強制された方へ謝罪をすること。
- ②実態を調査すること。

10、シェーグレン症候群を難病に認定すること。

11、アピアランスケア用品の購入補助を県として行うこと。

【産業労働部関係】

- 1、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止を国に強く求めること。
- 2、埼玉県の 99%を占める中小企業を支援するため、中小企業の実態を直接よくつかみ「埼玉県中小企業振興条例」の具体化を図ること。
- 3、地域経済振興の具体策について、小規模事業者や個人事業主が利用できる制度を充実させること。

4、経営状況がコロナ前に戻っていない事業者も多く、合わせて物価が高騰している中で営業の継続が困難との声も多く上がっている。そうした中「ゼロゼロ融資」の「コロナ借換保証」が昨年6月に終了した。返済期間・据置期間の延長、返済の減額等に積極的に応じるよう金融機関に申し入れを行うこと。

5、物価高騰や人手不足の影響に直面する中小事業者の要望を踏まえ、運転資金や設備資金などの新規融資や追加融資などについて最大限柔軟な資金繰り支援を実施すること。

6、県として住宅・店舗リフォーム助成制度を創設すること。

【農林部関係】

1、日本の主要な主食である米を守れ

①埼玉県は国に対して、コメの増産と少なくとも半年分 300 万トン以上の備蓄を行うよう強く求めること。

②県としてもコメを買い上げ、生活困窮者や学生などへの食糧支援に活用すること。また県として備蓄を行うこと。

③国内消費に必要なないミニマムアクセス米の輸入を中止するよう国に要請すること。

④平成 22 年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たした。しかし平成 30 年から交付金が廃止され、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営が困難に追い込まれた。米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立するよう国に要請すること。

⑤県としてもコメの減産政策をやめること。

⑥地球沸騰化の時代にあって米の高温障害への対策が重要になっている。対策として早生種の早植えが有効である。通水時期を早められるよう関係機関と調整をすること。

⑦通水期間を延長すること。

⑧農家に対しイネカメムシ防除のための薬剤費の補助を行うこと。

2、畜産危機打開へ 抜本的支援を

①畜産農家が経営を継続できるよう、従来の枠組みにとらわれない抜本的な経営支援を行い、コスト上昇分を全額、補填すること。

②畜産経営を維持するため、コスト上昇分を価格に転嫁できるようにすること。

実需者まかせにせず県の責任あるイニシアチブの発揮を求める。

③豚熱や鳥インフルエンザへの対策に万全を期すこと。

④自給飼料利用拡大事業について補助率1／2以内を維持・拡充すること。

3、埼玉県主要農作物種子条例について

①稲、麦、大豆など主要穀物・作物の公共種子の育種、開発、保存、ジーンバンクを設立するなど、種子生産に関わる県の事業を後退させることなく、継続、発展させるため、県として相応しい予算・体制を継続的に担保すること。

②条例に基づく研究成果と次の計画について明らかにすること。

③廃止された主要農作物種子法の復活を国に求めること。

4、ゲノム編集食品について

①厚労省は、ゲノム編集食品のうち、遺伝子を切断したものについては、安全審査の義務付け、開発者からの届け出の義務付け、食品表示の義務付けもなく流通させるとし、消費者庁も遺伝子を切断した食品には表示を義務付けないことを決定した。食品の安全を確保するよう国に求めること。

②一部ではゲノム編集された稲、じゃがいも、トマトなどの育種開発も始まり、ゲノム編集されたトマトなどが一般流通されています。食の安全や生態系への悪影響を考慮し、埼玉県主要農作物種子条例に、ゲノム編集・遺伝子組み換え作物の育種、一般農地での栽培を規制する条項を設けること。

5、給食用パンの製造に適した県産小麦の開発に全力を挙げること。

6、県は、農家への所得補償、価格補償を行うよう国に求めること。

7、家族農業・自給的農業への支援策を進めること。

8、農業者の収入保険加入者への補助制度の創設を行うこと。青色申告者以外の農家も収入保険に加入できるよう国に働きかけること。

9、防ひょうネットの補助率を引き上げること。

10、公共施設や民間施設での県産木材の活用を基本計画段階から推進できるよう努めること。林業への更なる支援を図るとともに県産材の流通改善を図ること。

- 1 1、太陽光発電施設開発を規制するために林地開発許可基準は見直すこと。
- 1 2、ナラ枯れ対策の森林病虫害等防除事業について、補助額の増と公有地への拡大、「民有地で永続的に樹林地であることを担保されていること」などの要件を緩和するよう国に求めること。
- 1 3、都市農業地域では重い税負担が農家の最大の問題である。負担軽減を国へ強く働きかけること。
- 1 4、見沼田圃における農業振興では、乱開発を規制しつつ、観光農園、市民農園、福祉農園など、多様な農業の振興を図る。農業用道路、排水設備等、農業地としてのインフラ整備を図ること。
- 1 5、見沼代用水東縁沿川の環境改善を継続して行うこと。
- 1 6、三富新田の保全に関し、今後も里山としての三富新田を維持できるような農業支援策や更なる平地林、景観の保全策を行うこと。
- 1 7、世界農業遺産である落ち葉たい肥農法について、ナラ枯れ対策に取り組む農業者に伐採の財政支援を行うこと。伐採した木を活用できるよう支援すること。
- 1 8、有機農法の振興のために
 - ①県営の有機肥料やバイオマスなど循環環境に適した施設をつくること。
 - ②希望者が有機農業に従事できるよう、栽培技術、流通、販路の支援、補助金制度の創設など対策をとること。
 - ③仮称「埼玉県オーガニックシティ」宣言にとりくむ市町村を支援する制度を創設すること。
 - ④給食や地域の残菜を液肥とする設備や、玉ねぎなどを長期保存するための設備など、有機農業の支援となる設備に対する助成制度を創設すること。
 - ⑤学校給食の献立表や給食だよりなどで食材の産地を積極的に明らかにしていく取り組みを推進すること。市町村立学校や特別支援学校の給食に月に 1 日でも「有機野菜の日」をつくること。
 - ⑥有機農業について、国は 2030 年までに取組面積を約 2.7 倍、農業者を約 3.2 倍にするとの目標を掲げている。埼玉県でも目標をもつこと。
 - ⑦県は有機農家の販路拡大を支援するため、スーパーマーケットなどの常設店

への出品も支援すること。

19、農業ハウスの設置及び修繕の補助制度を創設すること。

20、猛暑によるミツバチの減少で果実の受粉が減少している。県としてミツバチの育成を行うこと。

21、農業予算を早急に2%に引き上げること。

22、県の職員体制強化を

①茶業研究所はじめ農林試験研究機関職員を増やすこと。農業革新支援担当者や農業普及支援員を増やすこと。

②家畜保健衛生所の3か所体制を維持すること。老朽化した中央家畜保健衛生所は東部地域に建て替えること。人員増で畜産農家をきめ細かく指導援助すること。

③イネカメムシ専門に調査研究する担当者を増やすこと。

【都市整備部関係】

1、県営住宅について

①上尾シラコバト団地など建て替え時に、戸数削減を行わないこと。住民の転居・仮住まいに丁寧に対応すること。

②高齢者用・単身用県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。

③県営住宅の空室はできるだけ早急にリフォームして次の入居者を公募すること。リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、給湯器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。畳やふすま、壁のクロスなど経年劣化したものについては県の責任で交換すること。また建物の外壁やドア、手すりの塗り替えを計画的に進めること。

④高齢者が多く居住し、また現役世代も忙しい中で、団地敷地内の草刈りが住民の重い負担となっている。定期的な草刈りを県の責任で実施すること。

⑤若い世代に魅力ある県営団地となるよう、研究をし、若い世代の入居者を増やすこと。

⑥親から子への入居承継は、障害者や高齢者にくわえ、病気・失業なども認めること。

⑦期限付き入居制度について、期限中に60才を超える場合は、期限なく入居を認めること。

⑧県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。

⑨自治会費や共益費の負担軽減のために支援を行うこと。

2、公園について

①上尾運動公園体育館のエアコン設置を行うこと。

②上尾運動公園の競技場トイレの洋式化を行うこと。

③さいたま水上公園跡地の樹木の保全を行うこと。

④所沢航空公園の飛行機展示について、使わなくなった防災ヘリや民間航空機などの展示も行うなど拡充すること。

⑤公園などの樹木を管理する、市町村への財源の支援を行うこと。

【下水道局】

下水汚泥堆肥化の実施にむけて下水汚泥堆肥のヒ素やカドミウム、水銀などの有害成分分析を行い公表しているが、PFAS（有機フッ素化合物）についても分析を行い公表すること。

【教育委員会関係】

1、国に先がけて小学校の少人数学級を進めるとともに、中学校2年、3年にも少人数学級を導入すること。高等学校に少人数学級を導入すること。

2、重大課題である未配置・未補充の一刻も早い解決を

①未配置・未補充状況を毎月調査し公表すること。

②未配置・未補充をなくすために、新規採用者数を抜本的に拡充すること。

③産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、「先読み加配」として代替者の措置を拡充すること。

④産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、総合教育センター県及び市町村教育委員会の指導主事を代替者として配置すること。県教育事務所などに代替者を一定数プールすること。

⑤定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。同一校継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。正規と比べて差別的な取り扱いを行わないこと。

3、県立高校統廃合は行わず、少人数学級をすすめること。

4、特別支援学校にかかわって

- ①知的障害はもとより、肢体不自由の特別支援学校の教室不足・過密解消のため計画的に学校建設を進めること。
- ②所沢おおぞら特別支援学校の敷地内に肢体不自由児の校舎を整備すること。
- ③川口市内に肢体不自由の特別支援学校を市と協力して設置すること。
- ④県立川口特別支援学校の増設工事にあたって、安全対策に特段の配慮をすること。学校活動や授業への影響とともに放課後デイサービスなどの送迎にも留意すること。
- ⑤県立視覚障害特別支援学校を複数設置すること。同校の視覚障害のある教員のための支援者を配置すること。
- ⑥特別支援学校の寄宿舎を増築すること。
- ⑦特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスクールバスの増便をはかること。
- ⑧子どもたちの登下校時の安全を確保するため、中型車・大型車の場合は、介助員は原則2人配置すること。そのための財政措置を講ずること。
- ⑨医療的ケア体制充実事業（通学支援）について、利用希望がかなえられるよう財政を確保すること。その手続きを簡素化すること。福祉タクシー・訪問看護師の確保も支援すること。
- ⑩医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。そのために看護教員等の増員を行うこと。看護教員の増員は定数外として算定すること。
- ⑪学校における訪問看護師の代理人の付き添いの手続きを迅速に行うこと。
- ⑫長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。
- ⑬バス乗り場に屋根を備えること。
- ⑭盲・ろう・知的特別支援学校の給食提供は、計画的に県直営にもどすこと。

5、学校の施設・設備について

- ①県立学校の普通教室、体育館、特別教室、給食室、厨房に空調を設置すること。特に夜間定時制高校の給食室の空調設置を急ぐこと。設置・維持管理・電気料金の父母負担をなくすこと。
- ②子どもの安全を守るため、老朽化した校舎や体育館・プール・グラウンドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの改修等を早急にすすめること。各学校からの要望をていねいに聞き、緊急性の高いところから順次進めること。
- ③小中学校の洋室トイレ設置促進のために市町村に助成すること。

6、不登校対策について

- ①不登校特例校は、東西南北など複数設置すること。どのような施設を作るの

かは、モデル事業を複数行う・全国の例を研究する等丁寧に検討すること。

②不登校生徒支援教室「いっぽ」は、学校復帰率や進学率、登校率など数値目標を設定せず、生徒の意向を尊重して運営すること。

③市町村の不登校児童・生徒の居場所づくりを進めること。全国の優れた事例を研究し、広げること。

7、県学力・学習状況調査は廃止すること。

8、高校における演劇鑑賞教室への支援強化を行うこと。

9、科学的な根拠にもとづき発達に即した包括的性教育を、公教育に導入すること。

10、子どもたちや保護者を心身ともに支えるため、小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも一人ずつ配置すること。メンタルヘルスに関する教育を行うこと。

11、校則見直しは生徒の意見を尊重し、定期的に行うよう学校を指導すること。

12、県立高校の男女別学の解消については、基本的に共学化をすすめること。中学生などの意見をよく聞き、拙速を避け進めること。

13、公立夜間中学について

①生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育が可能となるよう予算を確保し教員を増やすこと。

②他の市町村にも設置すること。特にさいたま市の設置を検討すること。

③各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすこと。夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。

14、県立美術館について収蔵品の充実のための予算を増やすこと。収蔵スペース確保に全力をつくすこと。

15、原爆の恐ろしさを後世に伝えるためにも積極的に被爆者を招き、被爆者が体験を語る取組を学校教育に取り入れこと。

16、部活動の地域移行について国からの補助がなくなり保護者負担が発生することから、財政的支援を行うこと。

17、芋街道沿いにある県有地の活用について、さんとめの木材を使ったベンチや遊具などを置いて公園とすること。世界遺産落ち葉たい肥農法を知らせる看板を設置すること。

18、防衛省から「まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書2024年～」の冊子を、小学校への送付する依頼があった場合は、その依頼を承諾せず、子どもたちの健全な育成を脅かすものから子どもたちを守る立場を貫くこと。万が一、すでに送付されている場合は、すみやかに回収することを防衛省に求めること。

19、教職員の勸奨退職の制度について、退職の申し出があった場合は個々の状況に応じて丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うこと。

【県警本部関係】

1、小鹿野署の秩父署への統合計画は撤回すること。駐在所・交番など施設削減は行わないこと。むしろ要望のある場所に積極的に設置すること。増設のためにも警察官増員を国に要望すること。

2、警察署および免許センターにおける運転免許証の更新時をはじめとするあらゆる手続きにおいて窓口における現金払いを復活すること。

3、ゾーン30やゾーン30プラスをさらに増やすこと。ゾーン30プラスの実施にあたっては住民参加の取り組みを広げること。

4、道路交通法施行令改正によって、来年9月よりこれまで標識がなく、中央線のない道路の法定速度が60キロから30キロに変更される。30キロ規制を着実に実施するため「30キロ」という標識を設置すること。

5、従来の運転免許の新規取得、更新時の手数料を元の金額に戻すこと。

6、交通事故防止のためにも、横断歩道の整備、信号機の設置予算を大幅に増やすこと。

- ①市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること。
- ②川口市視力障害者福祉協会からの要望の音声信号設置を進めること。
- ③所沢市有楽町、ヤオコースーパー前に手押し信号機を設置すること。
- ④航空管制部前交差点の信号を歩車分離にすること。
- ⑤蕨市北町1丁目市民体育館南側、および中央3丁目セブンイレブン横の交差点に信号機を設置すること。
- ⑥コーポラス前の横断歩道信号の時間について高齢の歩行者が渡りきれるよう青信号の時間を延長すること。
- ⑦主要地方道所沢川越線 峰の坂交差点の信号について、東西方面が長く、南北方面の青信号が短いため、南北が渋滞しやすい。南北の渋滞解消のため、峰の坂交差点南北の青信号を延長すること。

7、痴漢対策の強化を行うこと

- ①新生活が始まる4月や受験シーズンに痴漢取り締まりの強化を行うこと。
- ②被害の聞き取りにあたっては訓練を積み、2次被害を防ぐこと。
- ① 女性警官を増やし、同性警官が事情聴取を行えるようにすること。

8、仮称川口北警察署建設（2024年度～）に向けて近隣住民に対し、住民説明はもとより、騒音対策、交通安全対策等を行うこと。

【県土整備部関係】

1、建設職人確保について

- ①県の発注工事現場でも、越谷市のように現場労働者の賃金を把握すること。
- ②週休2日制の現場を広げること。月給制ではなく、日給払いの場合、週休2日では、実質的な給与減少になっている。公共工事の完全週休2日を実施するため、公共工事での土曜閉所分の割り増し賃金補てんや労務単価の上乗せ補てんを行うこと。また土曜日だけでなく、祭日も休めるよう、県としての取り組みを進めること。
- ③CCUS（建設キャリアアップシステム）を活用した魅力ある建設産業にしたいため、県の多くの公共事業でモデル工事をおこなうこと。
- ④県土整備部がおこなっている重層下請け是正の取り組みをすべての公共事業に広げること。

2、県管理河川について

- ①土手上的の道路の除草を環境に配慮しつつ行うこと。その回数を増やすこと。特にサイクリングロードは自転車と歩行者が行きかうため除草の頻度を増やす

こと。

②水害を防ぐため、河川整備とともに、頻繁に浚渫し、ゴミ・ヘドロを撤去すること。

＜河川にかかわる市町村から要望事項＞

・芝川（旧芝川）・堅川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進を図ること。

・川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。

・辰井川の新郷東部公園から草加市境までの浚渫と草刈を行うこと。

・古利根川（古利根堰の下流）、中川（春日部市から吉川市までの松伏町地内）の河川内の除草、低木の伐採、堆積している土砂の撤去を行うこと。

・所沢市荒幡の柳瀬川にかかる地藏橋周辺の土手の除草を行うこと。

3、県道等の整備について

①歩道の整備等を進めること。

②県道の草刈り予算を増額し、草刈りの回数を増やすこと。

③県道の冠水対策として貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路の浚渫をすすめること。

④三芳スマートインターチェンジがフルインター化され、大型車両も通行可能となった。交通量調査を早急に実施するとともに、周辺の県道整備を進めること。

⑤国道140号の大滝トンネルの安全に配慮しつつ早期完成を目指すこと。

⑥県道72号線秩父市久那の崖崩れについて防止対策を早急に行うこと。

＜道路にかかわる市町村の要望＞

・住民の意向を生かした生活道路の整備・交通安全対策をはかること。

・市町村道の補修整備に対する財政支援を行うこと。

・県道越谷川口線の赤山周辺地域（SR 新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点まで）の歩道拡幅を進めること。

・県道越谷川口線の桜町小学校前歩道の高低差が激しいので改善をすること。

・県道さいたま鳩ヶ谷線、石神1194以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校への通学路について歩道の整備をすすめること。

・安行地域の県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。

- ・蕨陸橋下・芝新町に設置してある通路は人と自転車が通り抜けできるが歩行者にとって危険なため安全対策を早急におこなうこと。
- ・県道さいたま越谷線の昭和橋交差点について都市計画道路大宮鳩ヶ谷線と鳩ヶ谷東口駅前通り線の廃止に併せて、県道整備事業として右折帯等の設置をおこない鳩ヶ谷駅方面への右折渋滞を解消すること。
- ・芝川沿いのサイクリングロードに転落防止のためにも、植栽がとぎれないよう点検・整備すること。ベンチの設置をはかること。
- ・県道 223 号線の西狭山ヶ丘付近の歩道の傾斜を改善すること。
- ・主要地方道所沢川越線と交差する砂川堀の花園橋上の歩道（北所沢町側）が、狭くなっている。花園橋の前後の歩道と同じ幅に拡幅すること。
- ・県道川越上尾線 開閉橋付近の道路拡幅で慢性的な渋滞の解消を行うこと。
- ・第 2 産業道路菖蒲線 原市 2 区交差点より南側の道路が劣化しており、振動がひどい。道路の改修を行い、振動対策を実施すること。
- ・県道さいたまふじみ野所沢線のくら寿司埼玉大井店前交差点から関越自動車道下三角交差点までの区間について、三芳スマートインターチェンジへの主要アクセス道路にもなっていることから、歩道整備と交差点改良など安全対策を早急に行うこと。
- ・埼玉県道 55 号の、「埼玉県所沢市山口 1533-5」付近の一带の県道の拡幅を行い、歩道を広げること。
- ・所沢市下安松地区の柳瀬川左岸の急傾斜地「あかばっけ」にセンサーを設置すること。